

マレーシア
知的財産権行政IT化計画
予備調査報告書

平成 14 年 3 月
(2002年)

国際協力事業団
鉱工業開発調査部

目 次

第1章 調査の概要	1
1 要請の背景・経緯	1
2 調査の目的	1
3 調査期間・日程	2
4 調査団員構成	2
5 主要面談者	2
第2章 調査結果概要	3
1 実施細則に関する合意	3
2 調査内容に係る協議	3
3 調査実施体制	4
4 本格調査実施における留意事項	4
5 今後の予定	5
第3章 マレーシアにおける知的財産権行政の現状	6
1 マレーシア知的財産局（IPD）の政府内部での位置づけ	6
2 IPDの業務目的及び内部組織並びに予算	6
3 主要知的財産権の出願状況及び制度概要	7
4 システム化への対応状況及び協力の可能性	8
5 IPDの公社化	8
第4章 マレーシア知的財産権行政におけるIT化の現状	10
1 IT化の歴史	10
2 PANTAS	10
3 特許のサーチツール	12
4 運用状況	12
5 将来の拡張計画	13
6 工業意匠	14
7 地理的表示	14
8 新たに構築するシステムの技術的要求	15
第5章 総括報告・所感	17
第6章 訪問機関面談結果（議事録）	18
付属資料	25

第1章 調査の概要

1 要請の背景・経緯

マレーシアにおける工業所有権出願は、1991年に2,427件(我が国からの出願：376件(15.5%))であった特許出願が1997年には6,451件(我が国からの出願：1,548件(24.0%))に、1991年に8,323件であった商標出願が1997年には22,129件に、それぞれ大幅な増加を示している。

これに対応するため、マレーシアにおける知的財産権行政を所管する知的財産局（IPD）では、1990年代半ばから、特許・商標出願事務処理の管理を行う自動化システム（PANTAS = Patent And Trademark Automated System）の構築を欧州委員会 - アセアン特許・商標協力プログラム（ECAP）の枠組みで導入した「コモン・ソフトウェア」をベースに進めてきている。

同システムは、特許・商標に係る庁内出願事務処理の効率の向上に効果を上げているものの、さらなる業務の効率化のために以下の様な改善が求められている。

- ・特許出願処理審査のための検索システム環境の向上
- ・商標図形検索システム環境の向上

また、1999年9月に新たに導入された工業意匠制度については、出願事務処理の全体が完全な手作業で行われており、この一連の流れを早急にIT化することが求められている。

かかる状況の下、マレーシア政府は本件にかかる開発調査を平成13年8月に日本政府に正式要請した。

これを受け、JICAは本年3月に予備調査団を派遣し、要請内容に照らして、IPDにおける知的財産権行政のIT化の現状調査を行い、より現状に即した本格調査の目的、内容等の枠組みについて、マレーシア側と協議を行った。その結果、協力対象及び調査の枠組みについて双方合意し、実施細則（Scope of Work）の締結を行った。

2 調査の目的

要請内容の確認、現状把握、関連情報の収集、及び実施細則（S/W）（案）に関する先方関係機関との協議を通じて、本格調査の方針や範囲等をより具体化し、双方が合意した場合にはS/Wの署名・締結を行う。

3 調査期間・日程

日順		調査内容	
1	3月17日（日）		移動：東京 クアラルンプール [JL723]
2	3月18日（月）	9:00 10:30 14:30	JICA事務所訪問 国内取引消費者省知的財産局との協議 EPU訪問
3	3月19日（火）	9:00	国内取引消費者省知的財産局との協議 （要請内容の確認、現状確認）
4	3月20日（水）	9:00	S/W案協議及び追加情報収集 IPD内システム維持管理会社からのヒアリング
5	3月21日（木）	11:00 15:00	国内取引消費者省とのS/W署名 日本大使館、JICA事務所報告 移動：クアラルンプール [JL724]

6	3月22日(金)	移動:	東京
---	----------	-----	----

4 調査団員構成

団長 / 総括	植嶋 卓巳	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課課長
知的所有権行政	大武 尚	経済産業省特許庁総務部国際課地域政策室
知的所有権システム	五十嵐 努	経済産業省特許庁審査業務部情報システム課
調査企画	中本 明男	JICA 鉱工業開発調査部工業開発調査課

5 主要面談者

EPU (External Assistance Section)

Mr. K. Thillainadarajan	Principal Assistant Director
Ms. Hidah Bt. Misran	Assistant Director (Bilateral)

Intellectual Property Division, Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs

Mr. Ismail Jusoh	Director
Mr. Mustafa Azahar Mahmud	Deputy Director General
Mr. Zulkarnain Muhammad	Sr. Patent Examiner
Ms. Jamilah Kamaruddin	Trademark Assistant Register
Mr. Mohammad Amran Abbas	Patent Assistant Register
Ms. Fatimah Rohada Dahalan	Patent Examiner
Mr. Mohd. Hisam Abu Hashim	Patent Examiner
Mr. Zaleha Zainal Abidin	Assistant Register of Patents
Ms. Zaiton Haris	Trademark Assistant Register
Ms. Faridah Kasmadi	Trademark Assistant Register
Ms. Siti Eaisah Muhamad	Trademark Assistant Register
Mr. Azahar Abd. Razab	Trademark Assistant Register
Mr. Ravi Muthayah	Deputy register, ID Unit
Mr. Chin Ren	Assistant Register ID unit
Mr. Moinuddin B. Ibrahim	ID Unit

Information Technology Division, Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs

Mr. Jamal Abdul Nasir
Ms. Wan Norhana Jasmin

在マレーシア日本大使館

蓮井 智哉	二等書記官
-------	-------

JICAマレーシア事務所

樋田 俊雄	所長
佐々木 十一朗	次長
荒 仁	所員

第2章 調査結果概要

1 実施細則に関する合意

調査期間中、要請内容を基に、IPDにおける知的財産権行政のIT化の現状調査を行い、より現状に即した本格調査の目的、内容等の枠組みについて、マレーシア側と協議した。その結果、協力対象を絞り込むと共に、調査の枠組みについても双方合意し、右内容を盛り込んだS/Wの署名・交換を国内取引消費者省のDeputy Secretary Generalとの間で3月21日に行った。

2 調査内容に係る協議

(1) IPDにおける知的財産権行政のIT化の現状（要請背景の確認）

1) 特許及び商標

PANTAS (Patent and Trademark Automation System) によりIT化を進めている。その構成要素は次のとおり。

- ・事務処理管理システムCommon Software (CS) (ヨーロッパの協力により導入)
- ・図形検索システム(商標審査用) Figurative Search System (FSS) (WIPO協力により導入)
- ・テキスト検索システムVerbal Search System (VSS) (マ側により開発)
- ・Workflow & Imaging System (WIS) (マ側により開発)

これに加え、on-line filing及びon-line search機能を独自で付加する予定であり、そのための調達手続きが既に行われている。またCSのバージョンアップについても近い将来予定をしている。

PANTASの骨格をなすCSの使い勝手はよく、トラブルもなく、十分活用されている。

商標用のFSSは図形の分類のためのクラシフィケーションの問題もあり、使われていない。

WISの特許用部分についてはスキャニング機能に問題があり、現在、活用されていない。

データベースとしては、Infomixを用いているが、これはCSとのパッケージデータベースとして導入されている。

2) 工業意匠

TRIPS協定対応のためマレーシア国独自の工業意匠法が制定されたのが、1999年9月であり、これまではイギリスで権利化されたものがマレーシアでも保護されていた。年間、出願件数も700件程度であるものの、要請書にもあるとおり、すべての作業が手作業にて行われており、IT化による効率化の必要性が強く見いだせる。

またIT化のみならず、出願処理に係るhands-on-technologyを必要とする部分についても人材の育成が今後必要とされる。

手続きとしては、マレーシア工業意匠法制定後、新規に登録されるものと、イギリスで登録されたものの延長手続きの二つの事務処理の流れがある。

3) 地理的表示

関連の法律が整備されたのが、2000年8月であり、制度作りの段階である。また現在までの出願件数も0件であり、IT化のニーズは見いだされない。

(2) 協力内容に係る協議

要請内容を現状に照らし、絞り込みを行った結果以下のとおりマレイシア側と合意した。

本調査「マレイシア知的財産権行政IT化計画調査」は、以下1)から4)を2つのフェーズに分けて実施することにより、マレイシア政府の知的財産権行政サービス能力の向上をそのIT化を通じて行う。

(フェーズ1)

- 1) 知的財産権(特許、商標、意匠、地理的表示)に係る行政の現状調査
- 2) 行政効率化を目的とした次のパイロットコンピューターシステムの構築のための基本設計の作成
 - ア 工業意匠に係る行政の効率化
 - イ 特許文献検索システム環境の向上
 - ウ 商標出願処理のための図形検索システム環境の向上

(フェーズ2)

- 3) パイロットコンピューターシステムの構築及びその導入テスト
- 4) さらなるIT化に向けた提言の策定

フェーズ2については、フェーズ1の結果を受け、日マ双方の協議を通じ、その実施及び実施内容を決定する。パイロットコンピュータシステム構築の範囲も、その際に決定するが、その優先順位は上記ア～ウに従うものとする。

3 調査実施体制

(1) ワーキンググループ(ステアリング・コミッティ)

IPDと同省IT Divisionからなるワーキンググループを作り、日本側と共同作業を行うことを先方に説明し、同意を得た。

PANTASの開発・拡張についても、IT Divisionのスタッフ2名がIPDに専属でシステム開発及び維持管理にあたっており、今後もこの体制は当面、維持されることから、特段の支障はなく、調査を進めることが可能と史料する。

(2) 調査実施に必要なスペースの確保(オフィス・スペース、サーバールーム等)

先方に調査団が作業する上で必要なスペースの確保を依頼した。またサーバールーム等必要機材の導入のためのスペースの確保も併せて依頼し、必要な工事等についてはマ側負担となることを説明し、合意を得た。

4 本格調査実施における留意事項

(1) 日本側の実施体制について

本協力分野に係る技術・知見は日本国特許庁に固有のものが多いことから、特許庁の全面的サポートを受け、実施していくことが不可欠である。

また本分野に係る開発調査の実施はこれまでほぼ例がないことから、コンサルタント選定のための入札書類の作成、その選定をこれまで以上に慎重に行う必要がある。

(2) PANTAS、特にCommon Softwareとの関係

当初、IPDにおける特許、商標の事務処理システムであるCSを代替するシステムの構築も協力の視野に入れていたが、CSは使い勝手もよく、またIPD側もこれをうまく使いこなしていることから、CSに替わるシステム導入の選択肢はないとの結論は調査団として得た。

また新たに作成する工業意匠に係るシステム作りにおいてもCSで用いているデータベース（infomix）と共有してほしいとの要望がマ側より出されている。

(3) 現地再委託先

本件協力のフェーズ2における実際のパイロットシステムの構築は現地再委託により対応する予定である。

マレーシアにおいては現在IT人材の不足から売り手市場になっており、その人件費の単価は周辺国と比べ、相当高くなっている。しかしながら、技術の質にばらつきがあることから、日本におけるコンサルタント選定と同様に、慎重に企業の選定を行うことが肝要である。

5 今後の予定

本予備調査の結果を踏まえ、本格調査実施の手続きを進め、本年6～7月を目処に本格調査団を派遣予定である。

第3章 マレーシアにおける知的財産権行政の現状

1 マレーシア知的財産局（IPD）の政府部内での位置づけ

IPDは、マレーシア国内取引消費者省（Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs）に所属する局（Division）である。同省には次官の下に二人の副次官がいるが、そのうちの一人の所管下の組織である。その沿革を見ると、1992年に特許業務を工業規格調査研究所（SIRIM）から移行することで、現在の形態となったようである。1998年11月より局長はMr. Ismail Jusohである。同局長は、1996年8月～1998年7月まで在日マレーシア大使館経済担当公使としての在日経験を持つ。

また、所属先の国内取引消費者省は、消費者行政から独占禁止法政策、そして知的財産権行政まで幅広い分野を所掌する省である。また同省のTan Sri Muhyiddin大臣は、2001年11月来日し、日本国特許庁（JPO）を含む日本国内の関連省庁を訪問している。

2 IPDの業務目的及び内部組織並びに予算

（1）業務目的

- 1）一般的目的として、貿易により利益を得るため、国際的な基準に一致した知的財産保護を供給することを目指している。そのため、国内及び国際的な観点から知的財産分野の動向を注視するとともに、知的財産に係る政策を展開することを目的とする。
- 2）次の所管法令に従って、所管分野に係る権利の登録がなされるよう運営する。
 - 特許(PATENT ACT 1983)
 - 商標(TRADEMARK ACT 1976)
 - 工業意匠(INDUSTRIAL DESIGNS ACT 1996)
 - 地理的表示(GEOGRAPHICAL INDICATION ACT 2000)
 - 半導体集積回路 (LAYOUT-DESIGNS OF INTEGRATED CIRCUIT ACT 2000)
 - 著作権(COPYRIGHT ACT 1987)
- 3）発明、創造的知的活動を奨励し円滑化するための関連法を整備する。
- 4）研究開発を容易化するために知的財産についての情報源を供給するとともに、知的財産及び技術に関する情報を普及させる。そのため、知的財産に関する相談サービスを行うとともに、特許、商標に関する情報は端末で公衆に閲覧させている。

（2）内部組織

局長の下に5つのUNITがある。

1）PATENT UNIT（計45名）

チーフ審査官3名、審査官22名、登録官補6名、事務員2名、臨時事務員10名、タイピスト2名

2）TRADEMARK / GEOGRAPHICAL UNIT（計69名）

副登録官1名、商標登録官補34名、事務員10名、臨時事務員22名、一般補助事務員2名

3) INDUSTRIAL DESIGN UNIT (計11名)

副登録官1名、意匠登録官補5名、事務員4名、タイピスト1名

4) COPYRIGHT UNIT (計3名)

著作権担当職員2名、事務員1名

5) ADMINISTRATION / FINANCE UNIT (計10名)

UNIT長補佐1名、会計責任者1名、チーフ事務員1名、会計事務員2名、一般事務員2名、タイピスト2名、一般事務員補1名

上記の職員以外に、IPD内の情報技術の運営及び管理を担当するために、省内のINFORMATION TECHNOLOGY DIVISIONの職員2名が、IPD内で常勤している。

(3) 予算

<歳入及び歳出状況>

年	2000	2001	2002
予算	6,792,200.00	7,894,600.00	9,514,700.00
歳入	18,628,865.00	24,778,021.50	3,923,147.00
歳出	5,975,081.24	7,080,305.54	331,862.97

(2002年2月末時点)

上記のとおり、ここ数年の歳入・歳出状況は大幅な黒字である。

3 主要知的財産権の出願状況及び制度概要

(1) 特許

<出願状況>

年	1997	1989	1999	2000	2001
全体出願	6,453	5,963	5,835	6,227	5,934
うち日本人出願	1,548	1,276	1,178	1,278	不明

<制度概要>

審査主義、審査請求制度(出願日から2年)を採用しているが、出願公開制度及び公告異議申立制度は採用していない。特許権の存続期間は出願日から20年。方式審査を行い、その後予備審査を行う。実体審査の要件は、審査請求により行い、出願日より2年以内に行う。マレーシア出願日から2年以内に通常の実体審査請求(審査請求期限より1年延長可)か修正実体審査請求(審査請求期限より2年延長可)を選択。実用新案は特許法で規定されている。権利期間は登録日から5年。更に5年の期間を2度延長可能。なお、改正法では、存続期間は、出願日から10年。

(2) 商標

< 出願状況 >

年	1997	1989	1999	2000	2001
全体出願	22,129	14,876	13,713	18,803	16,603

< 制度概要 >

商標は1出願1区分。存続期間は出願日から10年。10年ごとの満了3个月前に更新可能。異議申立は公告日から2か月以内に可能。登録商標は3年以上に亘って使用されること。

(3) 意匠

< 出願状況 >

年	1997	1989	1999	2000	2001
全体出願				767	769

< 制度概要 >

1999年の新意匠法施行により、従来の英国で登録された意匠を自動的にマレーシアで保護するという制度は廃止され、マレーシア独自制度が導入された。(現存する英国登録意匠は再登録出願により保護を受けることができる) 存続期間は出願日から5年。5年ごとに2回まで最大15年まで延長が可能。審査は方式審査のみだが、明らかな新規性欠如を理由に拒絶される場合あり。

4 システム化への対応状況及び協力の可能性

1990年代半ばにEPOの協力により導入した特許及び商標の出願事務処理システム(Common Software)については、特段の問題なく利用されている様子であり、外部ユーザー向けサービスであるon-line filing、on-line search systemについても、IPD自ら入札業者を公募して年内にシステム構築を図りたいとの意向である。したがって、特許、商標の電子出願及び電子図書館にあたる部分については、本開発調査の対象とならない。ただし、特許審査に必要な文献検索システムについては、現状でCD-ROM等を一枚ずつ掛け替えて検索しなければならない手間がかかるため、これら検索用CD-ROM等をハードディスクに統合して一元的に検索可能とするための協力が必要とされる。また、商標審査に必要な図形検索システムについては、国際分類変更への対応ができていないことから、現在のシステムが役に立たない状況にあり、新システムの導入がマレーシア側より要望されている。合わせて、図形商標検索用のFigurative Search Systemと文字検索用のVerbal Search Systemとの統合要望もなされており、今後、本格調査を行う中で、予算の制約も踏まえつつ実現性を検討していくことになる。

一方、意匠出願については、完全手作業による事務処理が行われており、しかもCommon Softwareの対象外であるため、電子出願から事務処理、オンライン検索まで、入口から出口までの一貫したシステムの開発が求められている。

5 IPDの公社化

IPDは本年7月に公社化(Corporatised)され、「Malaysian Intellectual Property Corporation」となる(昨年国会に提出した公社化のための法案は国会承認済み)。公社化とは言え、その実態

は手続き収入の特別会計化を通じた支出権と人事権の自己裁量の強化に過ぎなく、かえって人材の採用や予算歳出の自由度が増すことになる。

初年度は政府から予算の支援を受けるが、2年目以降は自己収入を基に業務運営を行う方針。ちなみに、2001年における収入は約24.8百万リングットであるのに対し、予算額は約7.9百万円、支出は約7.1百万リングットである。公社化後は剰余金の3%を政府に納めるものの、収益性は高く、独立採算の目途は十分あるものとマ側は試算している。

これまでIPDの組織外に置かれていたIT DivisionやFinance Divisionを公社内の組織として新設する等、現行150人余りの職員を2倍の300人体制とする予定。職員の身分は国家公務員のままであり、公社自体も国内取引消費者行政省大臣の監督下に属する。JPOのように特別会計方式を採用している国の組織をイメージしている。

なお、国内取引消費者行政省はプトラジャヤの新行政区画地域に移動するが、IPDは公社化後も出願人の利便性の観点から現在の場所にとどまる。

第4章 マレーシア知的財産権行政におけるIT化の現状

1 IT化の歴史

(1) PANTAS以前

IPDにおけるコンピュータ化は、1984年に行われた商標の登録システムの構築が最初である。このシステムでは1950年以降の商標の登録情報をデータベースで管理し、約20台の端末からデータ入力を行って、オンラインでの照会、更新を可能とした。また、その後文字商標の検索システムの開発も行っている。商標のコンピュータシステムでは当初IBM/WSで開発を行い、後にHP/9000/847を導入している。この当時のシステムでは、商標の図形イメージデータは扱っていなかった。

特許に関しては、1986年に書誌情報のみをPC環境上で管理するシステムの構築が行われ、1992年には登録システムが構築された。

しかしながら、1984年から1992年までの間に開発されたこれらの初期システムでは、その後のIPDにおける出願件数の急激な増加を処理することは出来なかった。

(2) CSの導入

そのためIPDは、IPDにおける事務処理業務の促進のために新たにPANTAS (Patent and Trademark Automated System)を開発することとした。このプロジェクトの一番の目的は、特許と商標の事務処理業務の完全なコンピュータ化である。他の二つの地方オフィスとのネットワーク接続も含んでおり、IPDの事務処理能力を高め、ユーザに対して、より効率的な行政サービスを提供するためのシステムである。

1995年12月、マレーシア政府はPANTASの開発について国内企業と契約を交わした。同時にIPDはEPOからCommon Software (CS)を導入し、このプロジェクトのシステムの中核とすることを決めた。EPOはECAP (European Commission ASEAN Patent and Trademarks Programme)のスキームで、CSについてIPDからの要求に沿った協力を行うこととし、導入は国内企業とCSの導入に必要なISWORD社との協力で実行された。EPOはPANTASが完全に完成し動作するまでの間、IPDに対して全面協力をを行い、技術的専門知識の伝授、訓練についても援助が行われた。

CSを利用した近代的で完全なコンピュータ処理システムの構築の結果、IPD職員はネットワークを介して効率的な業務を行えるようになった。IPDの行政サービスは向上し、よりユーザ指向となり、現在のマレーシアにおけるより効果的な調査開発の確立を可能とし、商品市場、サービス産業の発展に寄与している。

2 PANTAS

PANTASの中核を成す特許及び商標の事務処理システムは、EPOから供与されたCSとマレーシアが独自に開発を行ったWorkflow & Imaging System (W&IS)で構成されている。その他に商標のサーチシステムである、Figurative Search System (FSS)、Verbal Search System (VSS)までを含めてPANTASと呼んでいる。

次にPANTASを構成する4つのシステム (Common Software(CS)、Workflow & Imaging System (W&IS)、Figurative Search System (FSS)、Verbal Search System (VSS))について説明する。

(1) Common Software(CS)

CSはEPOによって開発され、フランスのSWORD社を介して導入された。特許及び商標に関して出願から登録までの全てのIPDにおける事務処理をサポートしており、登録、料金管理、一貫性チェック、統計、パラメータ変更、公報編集（フロントページ）、閲覧用のマスク等の多彩な機能を有している。

出願の最新状態をデータベース上に記録しているため、各案件について最新の状態とそれを取り扱う部署の照会が出来るようになっており、特に方式審査業務の効率化に役立っている。データベースで正確に管理されているこれらの情報は、公報の発行、公衆閲覧に供する基本データとして使用されている。

CSはオープンシステム概念を取り入れたクライアントサーバ方式のシステムである。Windowsベースのシステムで、開発はハイバースクリプト（プログラミング言語）で行われている。データベースはリレーショナルデータベースであるINFORMIX Version 7.3.xを使用している。マレーシアにおけるCSはパラメータの変更のみで、特別なカスタマイズは行われていない。

(2) Workflow & Imaging System (W&IS)

IPDでは、出願データのイメージ化を1999年から開始し、イメージ化したデータを光ディスクに蓄積管理し、端末から容易に検索、照会できるようにしている。

願書、明細書、全ての応答書類がTIFFで蓄積されている。受け付けた応答書類はデータエントリー後、審査官の元にデジタルフォーマットで送られる。このシステムは、全てのドキュメントの全ファイルで、CSの管理データを使用している。

(3) Figurative Search System (FSS)

1997年にWIPOの協力で導入された。FSSの開発業者はCSと同じく仏SWORD社である。CSと同じInformixを使用しており、CSとの親和性が高い。FSSでは、スキャニングした図形商標のイメージをWIPOの仕様に沿ってデータベース（CSと同じInformixを利用）に蓄積し、図形検索の際には、ウィーン分類（デザイン）とニース分類（商品及び役務サービス分類）を組み合わせる検索を行う。FSSの開発はC++で行われており、イメージデータはGIF87で蓄積されている。

1934年以降の自国の出願のイメージがCD-ROMジュークボックス内にありイメージを見ることが可能である。

(4) Verbal Search System (VSS)

VSSは特許及び商標の審査官が、データベース上でテキスト若しくはワード検索を行うためのものである。検索方法として、接頭辞（prefix）、接尾辞（suffix）、音声学（phonetics）、語幹単語（stem word）と日付（dates）がある。

特許については、自国の1986年以降のデータに関しては書誌事項のキーワード検索が可能。商標については、1934年以降の文字商標の検索に用いられる。

(3) データベースについて

PANTASを構成する各システムは、全てデータベースはInformixを使用している。

3 特許のサーチツール

PANTASの外にコンピュータを利用したシステムとして、特許文献のサーチツールがある。特許審査官は、JPOから送付されるPAJ、EPOから送付されるESPACE等のCD-ROM、DVDを日米欧の三極特許庁で共同で開発したビューア（MIMOSAソフトウェア）を利用して検索している。現在の利用方法では、CD-ROM、DVDを一枚ずつ掛け替える手間がある。審査官の要望としては、全ての過去からのデータを一元的に検索し、同一端末から表示出来ることが望まれている。そのため、データを一元的にハードディスクに格納するなどの対策が有効である。

現在保有しているPAJは計0.1TB、ESPACEは計2.5TBのデータ量を含んでいる。

またインターネットを利用して、USPTO、EPO、JPOのWebサイトでのサーチを実行している。但し、古いドキュメントがない、検索機能が十分でないなどの問題があり、またインターネットの回線速度も現在のところ128Kbpsで十分とは言えない。そのため512Kbpsへのアップグレードが計画されている。

4 運用状況

現在IPDでは100人以上（二つの地方局を含めて）のユーザが、日々PANTASシステムを利用している。データベース上には商標35万レコード以上、特許5万レコード以上のデータが蓄積されている。イメージデータについてもバック分のスキャン計画を実施しており、来年には完成する予定。

PANTASシステムの維持管理に割り当たられた年間の予算は130万RM（約5,000万円）である。全ての追加設備やコンピュータは、この維持管理予算の下で割当てが行われる。

IT部門（Information Technology Division）は、IPDにおけるコンピュータ化の運行及びメンテナンスを所管しており、システムアナリストとプログラマーを含む4人の技術スタッフがサポートを行っている。その他にSCC（SEPAKAT Computer Consultant）という会社の保守員が常駐している。SCCは1982年に設立され、主にマレーシア政府・銀行を顧客としてシステム開発、コンピュータ保守を行っている。IPDには1998年から始めたBACK FILE SCANNING PROJECT（特許&商標）から参入している。

次に事務処理の手順に従って各運用状況を述べる。

（1）料金システムについて

PANTAS（CS）では案件毎の自動料金計算及びレシートの発行機能がある。（ただし実際の出納業務は別途会計部署の別システムで行われている。）PANTAS（CS）では料金支払いの確認がないと先に進まない仕様（データエンタリーも何も出来ない）となっている。

（2）データエンタリーについて

受付書類のデータエンタリーは数人の事務員が行っている。各書誌情報を入力する際に要約のテキストデータを同時に入力している。図面のイメージデータも作成しており、CSで管理している。スキャナは富士通製を使用。テキストデータ入力時のタイプミスや、スキャニング時における大量ページ出願の場合のページ飛びが時々問題となっている。（本調査時はシステム上のトラブルで特許のスキャニングシステムは稼働していなかった。）

(3) 公報

CSは登録証及びフロントページの編集機能を有しており、IPDではこの機能を利用してフロントページを公報の版下として使用している。印刷されたフロントページは、発行部局（日本の財務省印刷局に相当。現在は公社化されている。）へ送付されている。

(4) 閲覧端末

IPD内にはJPOの工業所有権情報館（2001年より独立行政法人）に相当する閲覧のためのコンピュータスペースが設けられていて、そこには一般公衆が使用できるCSを搭載した閲覧用端末が設置されている。情報の一部をマスクする機能がCSにはあり、職員が見ることの出来る情報にマスクをかけた上で閲覧に供している。具体的に例えば査定後のデータは、書誌事項、要約、図面が照会できるが、査定前のデータはタイトルと書誌事項のみ閲覧可能となっている。この考え（設計仕様）はIPDLでも受け継がれる予定である。

(5) 商標サーチシステムについて

WIPOがFSSのサポートを停止しているため、仕様変更が全くできない状況。そのため2002年1月のニース分類の改訂に対応出来ず、現在FSSの使用を中止し、昔ながらの紙資料によるサーチを行っている。新旧のニース分類の対応を図る作業を近々発注することであるが、現行のFSSの改造着手は不可能なため、新システムの導入が必要である。またCSのver. 3はこの商標図形検索の機能を有しているとの情報がある。

5 将来の拡張計画

(1) PANTASの拡張

既にIPDは、特許と商標に関してインターネットからonline filingとonline searchを行う機能の追加をPANTASの拡張計画として、その入札仕様を公告した。

拡張計画によると、出願人及び代理人は、彼らのオフィスや自宅からインターネットを経由して特許/商標のオンライン出願、オンラインサーチが可能となる。2002年4月に業者選定が行われ、2002年度中に開発が行われる。

1) online filing

online filing及びonline search用に新たに2台のサーバを導入してシステム拡張を行う。インターネット技術（ブラウザ）を利用するシステムを考えているが、具体的詳細な内容は業者の提案を採用することとしている。（提案公募に近い調達）online filingの受付はインターネットによる24時間を想定。当初は、最初の出願手続のみのサポートであり、中間手続以降には対応しない予定。CS及びW&ISで行っているデータエントリー（書誌的事項の入力及びイメージデータの作成）を出願人サイドに肩代わりさせるイメージである。

現在提案の受付を締め切っており4月中には業者選定を終わらせる予定である。その後6ヶ月間でプログラム開発を行い、年内にリリースを行う予定であるとのことである。

2) online search

出願の状況等をインターネットを通じて公衆に提供するためのIPDLを想定している。IPDで考えているこのIPDLは日本のものとは異なり、有料で一部のユーザ（弁理

士等)への開放を考えている。完全な一般開放は次ステップで計画しているが、これも有料とのこと。マレーシアはいくつかの島からなる国であり、地域間格差を少なくするためにもIPDLの構築が求められている。

(2) CSのバージョンアップについて

CSの導入当時、ECAPプログラムではPANTASの実行としてCSのバージョン1.0bの使用を決めた。現在EPOは既にCS ver.3の開発を行っており、電子出願、PCT出願、商標図形検索等の新しい機能が追加されているようである。マレーシア側の担当者によるとver.3の印象は各国ユーザの意見が採り入れられて、よりユーザフレンドリーな内容になっているとのことである。EPOは既に現在のマレーシアのCS(CS-MY)をver.3にアップグレードする援助に同意を示しているとのことであるが、その具体的な実施時期については予算の問題もあり現在のところ定かではない。また新しい追加機能である電子出願は、パイロットで選定された1カ国のみしか現在のところ使用が許可されていない。

6 工業意匠

マレーシアにおける工業意匠制度は、TRIPS協定に対応するため1999年9月に新しくスタート(工業意匠法が制定)した。現在マレーシアでは年800件程の工業意匠出願を受け付けており、このうちの約20%が日本からの出願である。

工業意匠に関してはIPD内の全ての作業プロセス(受付の台帳管理(出願番号の付与)から公報の版下のタイピングまで)が手作業で行われている。紙台帳による管理のため統計処理も大変である。

また、マレーシア独特の処理として、英国での既登録案件からの出願と、新規出願とでは管理方法が異なっている。(工業意匠の最初の存続期間は優先権主張日から5年間である。この期間は、さらに連続して2度にわたり各5年間、計15年まで延長することができる。注:廃止された英国法の下において登録され認められている意匠の期間は最初5年間で、この期間は、さらに連続して4度にわたり各5年間、計25年まで延長することができる。)そのため現在別々の台帳を2つ作って管理している。

CSによる工業意匠のサポート予定はなく、そのためIPD独自でシステム化を進めるというニーズが強い。IPDでは、実際に画面のプロトタイプ(データエントリー及び原本マスタ参照機能の簡単な画面遷移のみ)の作成を行っていた。しかしながら予算がなく具体的な開発着手の計画まで至っていない。

システム化以外にも、意匠審査のトレーニングについてニーズが大きい。工業意匠の新規性に関する審査は行っていないが、方式的要件を満たしていること、工業意匠の定義に合致していること、公序良俗違反についてチェックを行っている。WIPO、BPO(英国特許庁)に意匠審査のトレーニングコースがあり、職員を派遣しているが、期間も短く不満があるとのことである。

7 地理的表示

2000年8月に関連の法律が整備されたが、現在までの出願件数は0件である。IT化のニーズは見いだされない。

8 新たに構築するシステムの技術的要求

今回の調査及び協議の結果、協力対象となる次の3点について、それぞれに求められる技術的要求を下記のとおり考察する。

(1) 工業意匠に係る行政の効率化のための一連のシステム構築

現行のPANTAS (CS&IMS) でサポートされている範囲、及びPANTASの拡張計画 (online filing及びonline search) の範囲が基本設計の範囲となる。将来のインターネットでの開放を考慮して、開発プラットフォームを決める必要がある。

1) データベース選定

運用管理面から、IPDは現在使用しているデータベース (Informix) の使用を強く希望している。

2001年時点でのUNIXデータベースにおけるマーケットシェアは、

Oracle 66.2%

IBM 14.4%

Informix 6.7%

となっている。

昨年IBMがシェア拡大のためにInformixを買収しており、Informixの既ユーザは、2003年にはDB2 (IBM製) やOracleに移行することになるとの予測があり、今後の開発において、Informixを選定するのがベストという状況ではない。そのためデータベース製品の比較選定を行う必要がある。

2) データベース設計について

現在のPANTASのDB項目、日本国特許庁の意匠審査システムのDB項目、他の東南アジア諸国のJICAによりプロジェクト方式技術協力における工業所有権システムの成果も参考になる。またマレーシア独自の法制である旧英国の登録を基にした出願関係については新規設計が必要。

3) 画面設計について

IPD職員が作成した画面遷移の簡単なプロトタイプがあり、多少の参考になる。

4) 統計情報の収集機能

統計情報については、汎用アプリケーションでエンドユーザが収集加工できるもの (メンテナンスが容易なもの) が望ましい。

5) インターネット出願及びIPDL

現在IPDが調達しているPANTASの拡張計画の業者選定が本年4月に行われる予定。そのため、最終的にどのような開発が行われるかを確認する必要がある。

(2) 特許出願審査処理のための検索システム (PAJを含む) の充実

MIMOSA ver.4.1以降の機能であるMIMOBATCHの使用で直ぐにでも実現可能。IPD内のネットワークインフラは問題なく、PAJ及びESPACEの蓄積範囲を決めるのみ。(蓄積するデータ容量は圧倒的にESPACEの方が大きい。)

(3) 商標出願処理に必要な図形検索システムの充実

研修で来日経験のある商標審査官はJPOの商標検索システムを高く評価している。日本のシステムを参考にしつつ、新しいシステムを構築することを希望しているが、図形分類の違い（日本は独自分類を使用）もあり、日本のシステムをそのまま移転することは不可能。メンテナンス面では、制度改正（特に分類関係）に柔軟に対応が出来ることが求められる。

1) 新ニース分類対応

現行のFSSで利用しているイメージデータには、旧ニース分類が付与されているため、新分類を付与し直す必要がある。対象案件、件数の調査、具体的な再付与方法についてはIPD側と協議が必要。（対象案件の調査についてはIPD側で近々発注するとの情報あり。）

2) データ移行

Informixではなく、他のデータベースを新規に採用する場合、全件データ移行が発生する。また既存のCS、W&IS、VSSとのインタフェースについて考慮が必要。

第5章 総括報告・所感

- 1 マレーシア側（IPD）の調査団に対する対応は終始誠実であり、本件に対するIPDの期待の高さを伺わせた。対応した職員のレベルも総じて高く、我が方の協力を吸収する能力を十分に備えた組織であるとの印象を得た。
- 2 技術的な面でも、IPDはEPO(欧州特許庁)の開発したコモソフトウェア（CS）を十分に使いこなしたうえで、付加的な機能を自らの力で構築するなど、他のアセアン諸国と比較し、一步も二歩も抜き出したキャパシティーを有していることが確認できた。
- 3 以上のことから、本件を成功に導くには、相当高いレベルでの技術協力を提供することが不可欠である。欧州のこれまでの協力がマレーシアでうまく根付いていることも踏まえ、日本からの協力も質的にも規模的にも、インパクトの強い内容とする必要があることが改めて感じられた。
- 4 今回の協力の目玉は工業意匠手続の近代化となる。工業意匠の適切な権利の保護は、一定の工業化を達成し、創造的分野での貿易投資の拡大を通じ産業発展を進めようとする途上国にとり重要な産業インフラである。本協力による我が国の経験や制度の移転を通じ、工業意匠分野でのインフラ整備進むことは、マレーシアのみならず、アセアン及び我が国にとっても利益であると言えよう。
- 5 マレーシアは、スーパーコリドー（MSC）プロジェクトを通じ、ハイテク企業を世界中から招致し、ITプロジェクトを多数進めている。このため、ローカルのIT関連技術者は完全な売り手市場であり、能力に比し人件費も相当高くなっている。本件はシステム開発を含む案件であることから、現地の人材の有効活用が成否の鍵となる面もあるので、コンサルタントの選定に関しては、特許システムに関する知識のみならず、現地の有能な人材を効率的に活用できるかどうかポイントとなる。
- 6 最後に、今回の調査を通じ、マレーシアで使われているCSは、使い勝手の良さ等から、特許システムに関する汎用ソフトとしてグローバルスタンダード化する可能性があることが感じられた。この分野での今後の我が国の協力に際しては、EPOの動きやCSの存在を念頭に置きつつ戦略的な対応を行っていく必要があると思われる。

第6章 訪問機関面談結果（議事録）

1 JICAマレーシア事務所

（1）日時：平成14年3月18日9：00～9：30

（2）場所：JICA事務所所長室

（3）内容：

冒頭、調査団より対処方針会議資料に従い、本開発調査の採択の経緯、予備調査の目的、本格調査において想定される協力の内容、協力の手順（フェーズ分け）について説明した。質疑応答、意見交換を通じ、本調査のポイントとして以下の点を強調した。

1）本件を採択した背景は以下のとおり。

- ・本件はIT案件の一環でもある。
- ・マレーシアの知的財産権の分野においては、これまでヨーロッパの影響が大きかったが、今回同の協力により我が国とマレーシアの間でも知的財産権行政システムの共有化に踏み込むことができるようになる点でも意義があり、日本にとってもメリットは大きい。
- ・日本の特許庁は世界に先駆け、IT化（ペーパーレス化）を行ってきており、マレーシア側としても享受できる技術、メリットは大きい。
- ・マレーシアの特許庁にあたるIPDは過去の調査の報告にもあるようにレベルが他周辺国に比べ、高いことから、少しの協力で大きな効果が上がることが期待できる。

2）IPDでは、ヨーロッパの協力もあり、既に特許、商標分野においてIT化が進んでいる。そのため、日本が協力して効果が上がることを、絞り込んでいくことが重要と考えている。本予備調査でもその目途を立て、S/Wに記載したい。

3）本協力は、開発調査であるものの、提言だけではなく、実際にプロトタイプシステムを作って、右を成果の一つとしていることが特徴である。

4）本件協力内容は、日本特許庁にのみ蓄積されているノウハウであり、特許庁からの全面的なサポートを得て行う。ポイントとなるところで、特許庁職員を官団員として現地に派遣し、調査の進捗のモニタリング、指導・助言をも行ってもらう予定。

2 IPDとのプレ・ミーティング

（1）日時：平成14年3月18日10：30～12：00

（2）場所：IPD会議室

（3）内容

冒頭、本予備調査の目的について説明した後に、以下のとおり本件採択の経緯を説明した。

99年のイスマイル局長の訪日をきっかけに、日本に対してシステム化協力の要望が出された。その後WIPOミッション（特許庁職員2名）、2000年2月のITプロ形による調査・提言等を踏まえ、マレーシア政府より昨年8月に本件が正式要請された。日本としても、日本特許庁が他国に先駆け進めているペーパーレス化の技術を有しており、それを紹介することは、マレーシア、日本の双方にとってメリットが大きい等の判断から採択に至った次第。

続いて、マレーシア政府から提出された要請書の内容をベースに、議論のたたき台として、作成したS/W（案）を提示しつつ、当方が想定している協力案の説明を行った。また

時間の制約もあり、日本側からの説明を中心とし、詳細については翌日以降協議していくこととした。

当方からの説明のポイントは以下のとおり。

- ・本調査のポイントは次の2点。
 - 1) フェーズ分けを行う。
 - 2) フェーズ2の詳細については、フェーズ1の成果を踏まえ、再協議する。
- ・本件の成果 (Output) としては次の2点。
 - 1) プロトタイプシステムの構築
 - 2) さらなるIT化に向けた提言
- ・プロトタイプシステムの構築については、予算の制約もあり、どの部分にIT化協力を行うかは絞り込んでいく必要がある。
- ・これまでの調査によると、電子出願、IPDL、工業意匠の事務処理システム等の部分について協力の余地ありとされているが、今時調査にてどの部分をやるかを絞り込みたい。
- ・フェーズ1については、基本設計までとしており、今のところ1年と想定しているが、上記の絞り込みにより期間は左右される。
- ・S/W締結の際、Undertakingの部分が問題となること多いが、本S/Wはこれまでマレーシア政府と日本が開発調査を実施する際に使われてきているフォーマットであるので、改めて議論する必要はないと理解。なお、疑義があればEPUとも相談をしてほしい。
- ・実施体制であるが、本件調査を実施するのはJICAによって選定されたコンサルタント。ただし、本件に係る技術は特許庁のみが有しているものであり、特許庁の全面サポートを受け、いわばJICA/JPO体制で本件の協力に望む、日本国内にてのみならず、現地にも特許庁職員がポイントとなるところで官団員として派遣され、本件のモニタリング、技術支援を行う。

また、続けてIPD側よりIPDの組織について、IT Divisionからシステム化の現状の説明がパワーポイント (別添) に従い、説明があった。

その後の主な質疑内容は以下のとおり。

- ・ITD (Information Technology Division) は省全体のIT関係を見ている部署である。ITDの2名がIPDのIT化をフルタイムで担当している。またシステム関係 (ハード及びソフト) に係る予算は省のITDから出ている。
- ・IPDの公社化は7月を目途に予定されている。SIRIMの場合は、民営化 (Privatization) と言った方が良いが、IPDの場合は、公社化 (Corporatization) と言える。政府組織の一部としてその業務を続け、また政策策定も引き続き行うこととなる。

公社化後、予算的には、IPD独自でその収入を下に独立採算にて運営されることとなる。公社化後、最初の1年は政府からの予算が配賦されるが、2年目からが独立採算となる。また最初の2から3年間は、政府からのモニタリングを強く受けることとなる。

メリットとしては独自にリクルートが行えることが挙げられる。現在のIPD職員154名を将来的には300名とする予定。また独自のIT部門も設ける予定である。

公社化後の名称は、Malaysian Intellectual Property Corporation (MIPC)。

- ・PCは現在、130台。また二つの検索システム (verbal search及びfigurative search) に各端末よりアクセスは可能である。

- ・本調査で構築するプロトタイプシステムは実用システムに限りなく近いものとなる。本件が開発調査で行われることから、実証用のシステムとする。
- ・Common Softwareのアップグレードは将来予定されているが、これはよりuser-friendlyなものとするを目的としている。
- ・日本側の協力分野としては、工業意匠の管理システムが中心となる。また特許・商標の現有システムのメンテナンスを一括でSCCに委託していることもあり、同システムのデータベースInfomixを拡張する形で意匠のデータベースの構築をマ側としてはしてほしい。

3 Economic Planning Unit (EPU), Prime Minister ' s Office

- (1) 日時：平成14年3月18日14：30～15：00
- (2) 場所：EPU会議室
- (3) 内容：

冒頭、本件開発調査の採択の経緯、予備調査の目的、想定される本格調査内容、協力手法を説明した（主な説明のポイントはIPDに対するものと同様）。主な確認事項は以下のとおり。

知的財産権に係る協力は競争力強化の点でも重要であり、日本においても首相を委員長に知財強化のためのタスクフォースを作って取り組んでいる。マレーシアにとっても競争力強化は重要と考えており、これらを強化しないと労働賃金の安い中国に負けてしまうという危機感がある。ただし、中国の場合、知的財産権行政があまり機能していないことから、いわゆるハイテク企業等は進出を躊躇しているとも聞く。これらからも知的財産権行政の重要性は認識される。

本件は知的財産権行政の効率的に係る協力であり、また日本特許庁が世界に先駆け行ってきたペーパレス化に係る技術を紹介するものであり、日マ双方にとって益ある。また本件はIT分野協力の一つでもある。

4 IPDとの協議

- (1) 日時：平成14年3月17日9：00～17：00
- (2) 場所：IPD会議室
- (3) 内容：

特許、商標、意匠の各分野からの事務処理の流れ、そのIT化の現状について聞き取りをしたところ、概要は以下のとおり。

1) PANTAS (特許)

特許の事務処理フロー、続いてPANTASについて説明を受けた。実際にPANTASの画面デモ（基本的な照会機能、データエントリー機能）を見ることが出来た。また、現行のPANTASの拡張計画（online filing及びonline search via the Internet(IPDL)）についてヒアリングを行った。

ア データエントリーについて

受付書類のデータエントリーは3人の事務員が行っている。各書誌情報の入力と共に要約のテキストデータを入力している。特許については図面のイメージデータを作成しており、このイメージデータもCSで管理されている。

イ 料金システムについて

PANTASでは案件毎の自動料金計算及びレシートの発行を行っている。ただし実際の出納業務は別途会計部署の別システムで行われている。PANTASでは料金支払いの確認がないと先に進まない仕様（データエントリーも何も出来ない）となっている。

ウ PANTASの拡張計画について

online filing及びonline search via the Internet(IPDL)用に2台のサーバを導入してシステム拡張を行う。これについては現在調達中である。開発する機能は原則業者の提案を採用することとしており、提案公募に近い調達となっている。原則インターネット技術（ブラウザ）を利用するシステムを考えている。online filingによる受付はインターネットによる24時間を想定。現在提案の受付を締め切っており4月中には業者選定を終わらせる予定である。その後6ヶ月間でプログラム開発を行い、年内にリリースを行う予定である。

IPDで考えているIPDLはJPOのものとは異なり、有料で一部のユーザ（弁理士）への開放を考えている。完全な一般開放は次ステップで計画しているが、これも有料とのこと。

エ CSのバージョンアップについて

現在CSのver.1を使用しているが、近々ver.3にアップグレードする予定である。EPOには既に要請済である。Ver.3では各国ユーザの意見が採り入れられて益々ユーザフレンドリーとなる予定である。

2) PANTAS (商標)

PANTASはその基本骨格部分を特許と共有するため、特許と異なる点について説明を受けた。拡張計画は特許と同じである。（現在調達中。）データエントリーはPANTAS用及びFS用にイメージスキャンを行っているが現在FSは使用されていないため、PANTAS用だけに行われている。

特許、商標のヒアリング終了後、実際に現場で行われている業務を見学した。PANTASに一部制限を付けてはいるもののユーザへの利用を開放している。（JPOの情報館に相当）外部ユーザは登録案件については全てのデータ（図面、要約等を含む）を閲覧出来るが、未登録案件については書誌情報しか閲覧できない。このコンセプトはIPDLでも受け継がれる予定である。また登録証及びフロントページの編集機能も有している。IPDではこのフロントページを公報の版下として使用しており、発行所（日本の財務省印刷局に相当。現在は公社化されている。）へ送付している。

3) 意匠

意匠の業務概要について説明を受ける共に、現場の視察を行った。コンピュータ化はされておらず受付の台帳管理（出願番号の付与）から公報の版下のタイピングまで全て手作業で行われていた。コンピュータ化を考えてデータエントリー及び原本マスターのプロトタイプ（簡単な画面遷移のみ）が作成されていたが、予算がなく具体的な開発計画まで至っていない。

4) 特許のサーチツール

三極特許庁（日、米、欧）で共通に開発したMIMOSAソフトを利用したサーチ環境の向上について調査検討をして欲しいとの話がIPD側よりなされた。日本が送付しているPAJ、EPO送付のESPACEのデータをディスク装置に蓄積してクスタ検索を行える環境構築が有効であるとのこと。PAJは0.1TB、ESPACEは2.5TBの蓄積容量が必要である。

コスト面からPAJについては全て蓄積出来るが、ESPACEについては容量が大きいため、例えば0.5TBのみ蓄積し、段階的に整備を進めるという方法でも実現したいとIPD側から要望あり。

5) 要請内容の再確認

マレーシア政府より提出された要請書に記載の各項目について現状に照らし、先方のニーズを確認していった。

ア 意匠に係る行政のIT化

IDについては、事務処理システムの範囲online filingとonline searchまで拡げて含むこととする。

イ IPDL

IPDLについては、IPDが既に現在自力で開発中であることから、今回の対象からは外すこととする。よって特許、商標の部分は協力の対象としない。

ウ 商標用テキスト検索システム（TMVSS）及び図形検索システム（FSS）

FSSは二ネース分類（42分類）に対応出来ていないため、現在データ更新を含めてその使用を中止している。WIPOは既にFSSのサポートを打ち切っているため困っている。新しい図形審査システムが必要である。その際にはTMVSSとの統合化されたシステムが望ましい。JPOの図形審査システムの移植の可能性を含めて調査事項として欲しい。

エ 地理的表示に係る行政のIT化

JPOではGIは商標法（実際には商標法、不正競争防止法等）の中で制度化されているが、マレーシアではGIを新たな制度として立法化した。現在のGI出願はまだ1件もない。

オ 電子出願

IPDL同様、IPDで既に開発に着手していることから、今回の対象からは外すこととする。

カ その他

MIMOSA環境（PAJ及びESPACE）についてディスク装置へのデータ蓄積を行い、ネットワーク上で利用可とするシステムについて調査検討を行う。

5 IPDとの最終協議

(1) 日時：平成14年3月20日9:00～12:00

(2) 場所：IPD会議室

(3) 内容：

1) これまでの協議結果を踏まえたS/W案を先方に提示し、合意を得た。

2) IPD局長に対して、今次協力の背景、目的、協力対象分野等を説明し、理解・合意を得た。

6 Sepkat Computer Consultant Sdn. Bhd.との意見交換

(1) 日時：平成14年3月20日 11:00～11:30

(2) 場所：IPD内会議室

(3) 内容：

マレーシア現地資本のIT関連企業であり、IPDにおけるPANTASの開発、維持管理を委託されている企業との意見交換を行った。

業務における問題点としては、入力ミスに対する対応、ウィルス、スキャンしたデータがデータベース内で消失してしまう現象が起こること等が挙げられた。

また現地のITの関連情報（汎用データベースソフト等）も併せてヒアリングを行った。

7 在マレーシア日本大使館への報告

(1) 日時：平成14年3月21日 15:00～15:30

(2) 場所：在マレーシア日本大使館内会議室

(3) 内容：

今回の調査の概要及び、調査団としての所見を伝えた。本件はIT関連の一環であることに加え、次の点を強調した。

1) マレーシアの特許分野においては、これまで歴史的経緯もありヨーロッパからの協力が中心であり、IPDにおける特許・商標の出願処理の基本骨格の部分にヨーロッパの協力により導入されたCommon Softwareが導入されている。右ソフトウェアは予想以上に使いやすく、使用上これまで問題も生じていない様である。

2) これらを踏まえると、今回の協力については、日本からの本格的な協力となることから、ある程度まとまりのあるインパクトのあるものにしていく必要がある。

付属資料

1 実施細則 (S/W) (写)

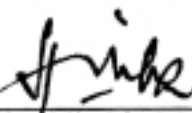
2 調査団収集資料

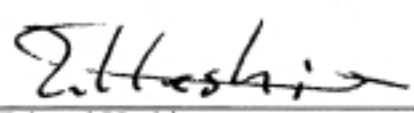
- 2 - 1 マレーシア知的財産局概要 (プレゼンテーション用資料)
- 2 - 2 マレーシア知的財産局におけるIT化の現状 (プレゼンテーション用資料)
- 2 - 3 Computerization System in Intellectual Property Division (IPD), Malaysia
- 2 - 4 Sample of an Official Gazette Publication

1 実施細則 (s/w)(写)

SCOPE OF WORK
FOR
THE STUDY
ON
ENHANCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS
ADMINISTRATION CAPACITY THROUGH UTILIZATION OF
INFORMATION TECHNOLOGY
IN
MALAYSIA
AGREED UPON BETWEEN
THE INTELLECTUAL PROPERTY DIVISION,
THE MINISTRY OF DOMESTIC TRADE AND CONSUMER AFFAIRS,
MALAYSIA
AND
THE JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

Kuala Lumpur, March 21, 2002


Dato' Haji Khairuddin bin Mohd. Sari
Deputy Secretary General
Ministry of Domestic Trade and
Consumer Affairs
Malaysia


Takumi Ueshima
Leader
Preliminary Study Team
Japan International Cooperation Agency
Japan

I. INTRODUCTION

In response to the request of the Government of Malaysia (hereinafter referred to as "GOM"), the Government of Japan (hereinafter referred to as "GOJ") decided to conduct a Development Study on Improvement of Intellectual Property Rights Administration through Utilization of Information Technology (hereinafter referred to as "the Study") in accordance with the relevant laws and regulations in force in Japan.

Accordingly, the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA"), the official agency responsible for the implementation of the technical cooperation programs of the GOJ, will undertake the Study in close cooperation with the authorities concerned to the GOM.

The present document set forth the scope of work with regard to the Study.

II. OBJECTIVES OF THE STUDY

The objective of the Study is to support the GOM to enhance its intellectual property rights (hereinafter referred to as "IPR") administration capacity through effective utilization of information technology (IT).

In order to pursue this objective, the Study will include :

- (i) thorough study on current situation of IPR administration in the Intellectual Property Division, Ministry of Domestic Trade and Consumer Affairs (hereinafter referred to as "IPD"),
- (ii) development of selected pilot computerized system (hereinafter referred to as "the pilot system"), and
- (iii) making recommendations on future plan for further utilization of IT in IPR administration.

III. SCOPE OF THE STUDY

The Study will be implemented in two phases: Phase I and Phase II.

Phase I covers the stages from overall review of present situation up to developing basic design for the pilot system to enhance IPR administration.

Phase II includes actual development of the pilot system and making some recommendations on future plan for further utilization of IT in IPR administration.

The Study will go on to Phase II, provided that both IPD and JICA verify the successful completion of the Phase I and that both sides mutually agree the detailed scope of the Phase II.

In Phase I, the Study shall cover the following items :

- 1 Review of the present situation on administration and examination processes for each intellectual property rights in the IPD such as patent, industrial design, trademark, and geographical indication, and identification of problems.
 - 1-1 Flow of overall administration and examination processes.
 - 1-2 Utilization of PANTAS (Patent And Trademark Automated System).
- 2 Basic design for the pilot system development.
 - 2-1 Overall administration of industrial design applications (administration process, on-line filing and on-line search via internet).
 - 2-2 Upgrading patent document [including Patent Abstract of Japan (PAJ)] search system environment.
 - 2-3 Upgrading Figurative Search System for trademark applications.
- 3 Selection of scope for the pilot system development.

Draft scope of the Phase II is as follows :

- 1 Development of the selected pilot system including both hardware and software based on the output of the Phase I.
 - 1-1 Detailed design.

1/2

3

1-2 Implementation of the pilot system.

2 Recommendations on future plan of IPD for further utilization of IT in IPR administration.

IV. WORK SCHEDULE

The Study will be carried out in accordance with the attached tentative work schedule.

V. REPORTS

JICA shall prepare and submit the following reports in English to the GOM through IPD in accordance with the attached tentative work schedule.

- (1) Thirty (30) copies of the Inception Report.
- (2) Thirty (30) copies of the Draft Final Report.
- (3) Thirty (30) copies of the Final Report.

VI. UNDERTAKINGS OF THE GOVERNMENT OF MALAYSIA

To facilitate smooth conduct of the Study, the Malaysian side shall undertake the followings :

- 1 To inform members of the Study Team (hereinafter referred to as "the Team") of any existing risks in the Study area and to take any measures deemed necessary to secure the safety of the Team;
- 2 To ensure the necessary entry permits for the Team to conduct field surveys in Malaysia and exempt them from consular fees;
- 3 To exempt the members of the Team from taxes and duties, as normally accorded

- under the provision of Malaysia General Circular No.1 of 1979, on equipment, machinery and other materials brought into and out of Malaysia for the conduct of the Study;
- 4 To exempt the members of the Team from income tax in Malaysia on their official emoluments in respect of their period of assignment in Malaysia in connection with the conduct of the Study. However the Malaysian side shall retain the right to take such emoluments into account for the purpose of assessing the amount to be applied to the income from other sources;
 - 5 To provide necessary facilities to the Team for the remittance as well as utilization of the funds introduced into Malaysia from Japan in connection with the conduct of the Study;
 - 6 To secure permission for entry into private properties or into restricted areas for the conduct of the Study;
 - 7 To provide the Team with medical services when needed. Expenses will be chargeable to the members of the Team;
 - 8 To provide the Team available data, maps and information necessary for the execution of the Study;
 - 9 To make arrangements for the Team to take back to Japan data, maps and materials connected with the Study, subject to the approval of the Malaysian side, in order to prepare reports;
 - 10 To appoint counterpart personnel to the Team during the Study period;
 - 11 To provide the Team with suitable office space with clerical services and necessary office equipment during the Study period;
 - 12 To provide the Team with proper identification and certification documents;
 - 13 To indemnify any members of the Team in respect of damages arising from any legal action taken against him/her in relation to any act performed or omissions made in undertaking the Study, except in cases where both Governments agree that the member is guilty of gross negligence or willful misconduct;
 - 14 IPD, in collaboration with relevant authorities, shall act as the counterpart agency to the Team and also as a coordinating body in relation with other governmental and non-governmental organizations concerned for the smooth implementation of the Study;

- 15 Malaysian side shall organize a Steering Committee to be chaired by IPD for the purpose of coordinating the Malaysian side's responsibilities in connection with the Study.

VII. OTHERS

JICA and IPD shall consult with each other in respect of any matters that may arise from, or in connection with, the Study.



3

**TENTATIVE SCHEDULE OF THE STUDY
FOR THE PHASE I**

Month	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec	Jan
Order of month	1	2	3	4	5	6	7	8
Year	2002							
Work in Malaysia	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Work in Japan	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
Report	△						△	△
	IC/R						DF/R	F/R

IC/R: Inception Report

DF/R: Draft Final Report

F/R: Final Report

③ 